## 令和6年度 亘理町いじめ問題再調査委員会 第17回委員会 会議録

- 開催日時 令和6年5月29日(水)午後2時30分
- 開催場所 悠里館 3階 視聴覚ホール
- 出席者 長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、神春美委員、 佐々木央委員、川端壮康委員
- 説明のために出席した者 久保参事兼総務班長

## 【公開】

(久保総務班長) ただいまから第 17 回亘理町いじめ問題再調査委員会を開会させていただきます。初めに長谷川委員長からご挨拶を頂戴いたします。

(長谷川委員長)第17回の再調査委員会が参りました。季節は非常にいい季節になってまいりまして議論の方もだいぶ進んでまいりました。個人的には中身の抜本的な対策について議論してまいりましたが、これから少しの時間は、すぐにでも対応可能なような対策に少しは入ったらいいかなと思います。相手が教育委員会ですから教育委員会ができるような何かを含め、対策・提言も必要かなと個人的には考えて

おります。この間の報道の質問にもありましたように「いつ頃が期限ですか?」と聞かれ「夏だ」という風にお答えしました。夏だとしますとほんとに大した回数が残っているわけではありませんので、一つまたご協力をいただいて、いい議論ができたらと思います。宜しくお願いいたします。

(久保総務班長)では本日皆様の机上に佐々木委員提供の資料を三種類配布させていただきました。ここからの進行は長谷川委員長よろしくお願いいたします。

(長谷川委員長) それでは始めていきたいと思いますが、大体例会になっておりますが、一部公開で始めていよいよ少し御辞退をいただいた方がいいかなというところで非公開にするとなって参りましたので、その様に今日も参りたいと思います。佐々木委員に今日また案を練っていただいたので、そこから始めていいでしょうかね?

(佐々木委員)あの枠組みを若干ご説明して皆さんで協議し

ていただきたいものを別紙にしましたので、それでお話合い をしてほしいという感じです。それで報告書案の中の第2部 の事実認定というか○○さんの「自死に至る経過と背景事情」 ということで仮に第 2 部としてありますけど、この部分に ついて鎌田先生に非常に読み込んでいただいて、いろいろご 意見をいただきました。それでそれに相当程度沿って直した ものが今日配布しているものです。ただしあとで議論してい ただきたいものがちょっと残っています。それからこれは赤 くなってる部分あるんですけどこの資料みていただくと。そ の部分は鎌田先生のご意見にも関わらず残したいと思った り、あるいはちょっと書き加えて議論したいというか議論が あれば直したいという意味で赤で記載させてる部分があり ます。黄色とかはご意見に従って書き加えたところがほとん どです。それで前回学校の資料を基に他の生徒さんたちの問 題行動みたいなものをかなり詳細に挙げてることについて 問題があるんではないかというご指摘があったので、これは 弁明の機会もないものをそのまま載せているって形にもな りかねないので非常にその通りだと思いましたのでごくご

く丸っとした形にして名前も全部消してあります。非公表版 からも名前が残らない方がよかろうと思ってそのようにい たしました。それからもう一個の資料は「本委員会の見解 | というものでちょっと分厚い方。それ第 3 部にするつもり なんですけど 1 番として概要っていうんで枠組みとそれか ら 2 番目以降はどうして○○さんが自死に至ったかという ことを鎌田先生のご指摘があったのでなくなるまでの過程 についてあまり重複しないように調査事実をぐんぐん軽く してそれで調査事実っていうのがどこにあるかっていうの を山カッコで文末に示す形で軽くして書いてございます。こ の神先生の委員会外のご意見もありまして、私があの『自殺 の対人関係理論』っていうものと『自死を予防する世界の優 先課題』を最初において、それの理論を使って読み解くとい う風に宣言して始めたんですけど、非常に理屈っぽくなるの で中の方にその理論を含めて落とし込んでいます。そうする と亡くなっていくまでの過程がよくわかるかなということ で事実関係の後にその評価としてどのようにして亡くなら れたかという事をこの数字で言うと単なる洋数字の「概要」

が 1 番ですけど 2 番が「○○さんの幼少期」、3 番が「中学 入学後、○○さんが自死に至る経過 | ということで、ここで 説明してこっちの第 3 部の見解の方を全体の構造の方を説 明しています。それで例えば7Pですと「(8)連続する自死企 図で自死へのハードルが下がる | というこの自殺の対人関係 理論における自殺潜在能力の獲得という事なんですけど、そ れをもっと簡単な優しい表現にしたつもりです。で、4番で 8Pです「安全な居場所でなかった学校」、これは学校全体 の問題です。それで5番(9P)がその学校全体の指導姿勢の 問題があるんじゃないかと思って「原因を探り働きかける姿 勢の欠如」という風に5番として挙げています。6番(10 P)で「○○さんに対する対応・指導の問題点」というところ で、ここでまたもう一度追い込まれていく過程に学校がどう 関係があったのかっていう事を6番で書いています。で、こ の部分は川端先生の自傷行為とか意識のところを書いてい ただいてるので、それをかなり大幅に取り込む形で書いたつ もりです。で、第4部(14P)の「再発防止に向けた提言」に ついてはあとでちょっと関係がありますので提言案として

私が提案した部分を文章に起こして 1,2 ですけどこれ仮の 番号で他の部分は川端先生が仰ったメンタルヘルスの研修 とかですねそういうものについてはちゃんと柱というか文 章として残したうえで私が書きたいその教育現場問題って いうのを1番2番として配置してございます。で、今日お話 合いしてほしい先に多くの場面でお話合いできると思った 点はですね別紙 1 枚ものですけど裏表になってますが 1 番 の方が先でして「報告書への資料の引用について」前回鎌田 先生の方から疑念、不安を表明されてですねヒアリングの内 容についてはプライバシーの侵害とかあるいは個別の引用 する人について承諾はいらないかというようなご懸念が示 されました。あるいは学校提出の資料については学校現場が 今後記録をとることを委縮するんではないかとか、また公表 されることを前提としないで提供されてるものではないか というようなご懸念がございました。わたくしとしてはいっ たんそれを受けて相当丸っと、ぼんやりした形の報告書にし ようと思ったんですが報告書が原委員会の認定とかを結構 疑問を呈したり覆したりする部分もあるので、やはり相当程 度明確な根拠資料を示した方がよいであろうという事が一 番大きな理由として、次のような理由でヒアリングの内容に ついては出しても差し支えないのではないかと考えており ます。そもそもヒアリング対象者は調査に協力する趣旨で出 席、陳述している。調査に協力する趣旨で出てきている。で、 聴取はオフレコを条件としていない。録音機を置いて記録を とって聴取をしておりますので一定程度っていうか半公開 というかオープンな席、公式な席であるということを隠密の 席ではないということを了解しているはずであるというこ とです。それからこれはこちら側のまとめる技術的なもので すけども、要約することで書き手側の解釈が入ったり言葉の ニュアンスが伝わらなかったり思わぬ方向で受け取られた りして真実が損なわれる恐れがある。特にあの例えば 1年 生の 2 学期ぐらいからクラスが乱れてくるっていう事を担 任の先生が仰っているんですけども、この乱れているのか乱 れていないのか「兆し」という表現も使っていらっしゃった りして、それをこうこちらで解釈してしまうとですね事実と それてしまうかも知れないので、元々の言いくくりっていう

のをなるべく生かさなければいけない部分があるだろうと。 もちろんまとめていいところもあるんですけども。で、この 先ほどお示しした報告書の事実認定のところも鎌田先生の 指摘も拝聴したことから、丸められるというか要約できるも のについては要約しているものもあります。全部が全部では ないですけども、要約して伝わると判断したものはそうして いますけども、やはり原資料というか元々の言い方が大事な んじゃないかなと思いました。それから公表版で○○さん以 外の関係者の方を匿名とする。あるいは発言者の方を匿名と することで不測の事態は回避できるんじゃないかというこ とで、それから内容面でも引用する部分というものが誹謗中 傷とかプライバシー侵害にあたる、他人の権利侵害に当たる ようなものあるいは感情を損なうようなものを十分配慮す ることで読んでいただければそういうところがないという 事がお分かりいただけるんではないかと思うんですけど、そ ういう事でヒアリングの内容を引用することは可能ではな いか。また他の委員会の記録を見てもヒアリングの内容を話 した人を隠してカギかっこで引用してる委員会は結構ござ います。全部っていう風にいう事はできません。本委員会、 原調査委員会なんかはほとんどありませんけど、直接引用し て何度も事実認定から評価というところで何度も繰り返し 引用してるようなケースもございましたので、ここは委員会 としての判断だと思うので、不測の権利侵害とかがなければ いいんじゃないかというのが私の判断です。それから学校提 出の資料についてもほぼ同じようなことなんですけども、引 用予定の資料は生徒指導の記録として記載され、生徒指導に 生かすことが目的であり、本調査委員会の引用いかんに関わ らず、必要な記録であり、萎縮するということは考えにくい んではないか。それから生徒が自死した本件で、生徒指導資 料を真相究明のために利用することは、今後の生徒指導に生 かすという目的にも沿うんではないか。あるいは亡くなった ○○さんがどのような過程で亡くなったかということを明 確にするという意味でもここを丸っと抽象化してしまう、ぼ やかしてしまうということは、かえってよくないんではない か。それから原文を引用することで記載のニュアンスや文体 や記録者の受け止めなどを可視化できて、これを原文やその

形式でどういう風に書いていくかということをぼやっとさ せてしまうとこれが見えにくくなってしまうんではないか。 で、これは一般の方向けのものでも何でもないんですけど、 やはりその 1 つの意見表明するためにはやっぱりこのため の資料っていうのはなるべく原本に近い形で出すべきでは ないかという風に思います。それから先ほども申し上げまし たけど原委員会の認定と異なる認定をする部分ではその による具体的に明確に示す必要があり原文を引用すること はそれにかなっているということ。そして最後に内容面で先 ほども申し上げたのと同じように他者の権利侵害とかプラ イバシー侵害に当たるようなもの、ほとんどが○○さんに関 する記述です。これはあとでご両親に読んでいただいて「こ れまずい。」と言われたら消せばいいということだと思いま すので、先ほども申し上げた通りほかの子の問題行動とかは 全部丸くしてありますので○○さんのご両親に関わる、ある いは○○さんにちょっとちょっかいかけてる子の話もあり ますけども、それは名前を消したりすることで当事者が分か らないとすれば大丈夫だと思いますのでこういう事で私と

しては検討していただければと思います。。

(長谷川委員長)はい、ありがとうございました。今日はあの佐々木委員から議論をお願いしたいということで他のところも提言については広報の対応というものも具体的に書いてありますが、ここの1番のところで止めて議論少しした方がいいんじゃないかという気がします。ですからここのところどうでしょうかね。ある意味では佐々木さんがこういう風にご意見を明快にいただいてますので、ちょっとこの議論をしたいと思います。

(鎌田委員)今日のこの報告書は、この前提で書いたという ことでいいんですか?で、あれば見せていただいてその上で ないとちょっと何ともこれでいいかどうかというのは…。

(佐々木委員) もう一回読む必要ありますよね。

(鎌田委員) そうですね。

(長谷川委員長) じゃあそういうご意見聞いといて…。

(佐々木委員) ただ個別に問題があるものは指摘していただいていいんですけど、全体の総論としてね、こういう姿勢でそもそもまずいという風にお考えになるのかどうかということで言うといかがですか?

(鎌田委員)いや私は前回申し上げた通りで、慎重論ではあるんですが佐々木さんのご意見も分かったので、それを踏まえて考えるとしか言いようがないです。

(佐々木委員)分かりました。じゃあ個別のものを読んでいただいて、時にとりわけ弁護士先生から見て権利侵害が不安だというようなことであったらご指摘いただきということで。

(鎌田委員)せっかくの報告書がそういうところでケチがつ

くと残念な感じですよね。内容が良くてもこの報告書はそういった問題がある、というような構成になってしまうとちょっと残念なので…。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございます。

(神委員)1つですね、前回も言ったし個別にも申し上げたんですが、第3部において例えば3Pのあたりに『自殺の対人関係理論』であるとか、他者の著作物のこういう風に書いてあってこうだというのが引用されて、それをこう当委員会が当委員会の見解としてここにそういう風に書かれてるっていう事は、当委員会はその著作物に書いてあったその箇所を承認したというかそれが正しいという風に認識したということになっちゃうんだと思うんだけど、そこは例えば長谷川先生とか川端先生たちはそこを専門的に見た時に、その理論に異論はないということでいいんですかね?

(川端委員)その原調査の理論的な解釈みたいなところです

か?それは前にお話になったかと思うんですけど、その原調 査委員会の理論とか書いてあること、ここおかしいんじゃな いかという書き方をするのか、批判するのか。それとも我々 は我々の立場からこれは正しいんじゃないかというもの出 すのかどっちでいきますかね?って話は前したと思うんで すけどその時は確か後者でいこうという話になったかと思 うのであえて原調査の書かれていることについては、ここは おかしいんじゃないかというような形では批判はしてない …。

(神委員)いや原調査についての話ではなくて引用されている著作物の件についてです。その著作物について例えば3Pの『自殺の対人関係理論』であるとか6Pかな…?だからこうやって書いてOKをとると、委員会の見解として出しているので先生たちいいですか?ということを私は言ってるわけ。

(川端委員) いや、それは私は委員会の意見として出すのに

は、はてなマーク"?"ですね。というのにはこういう意見もあってこれは別に間違いの意見ではありませんけど他にもあるわけですね。いろんな見解があって。これを非常に蓋然性が高くて多くの方がそうだろうなと思えるような形の結論として出すにはちょっと尖ってる、専門的な偏りがあるかなと思いますね。もうちょっと同じことを書くにしても我々の中で揉んで、誰が読んでも「そうだよな」って思えるような結論の書き方をした方がいいと思います。

(神委員)だから見解として出すときに、この著作に書かれているこういう理論は共有できるという風であればこのままなんだけど、これはもうちょっと検証いるんじゃないの? みたいになるとこのまま載せるっていうのは、いかがなものかなという心配をしてるだけなんです。

(川端委員)まず誰それ理論ではこうなってるっていうのは この手の報告書にはそぐわないと思いますね。 (神委員)だから前にも言ったんだけど、私はもうちょっと別の書き方の方がいいんじゃないかな、というのが私は思うんです。でないとジェットコースター理論と同じで、これが正しいと言ったら変だけど同じ轍を踏んでしまうことになるのでちょっと疑問に思ってるんです。別に理屈、嘘だという理論ではないですよ。

(佐々木委員)分かりました。じゃあこの署名とか理論名は外して、この中に言われてることは3つの要因なんですけどつまり相手に迷惑かけてるとか周囲の負担になってるっていう負担感の高まりということと、それから自殺遂行能力っていって自死企図とか自傷とかを繰り返すことで自殺に対する恐怖とかが減ってくっていうかハードルが越えやすくなるっていう事と、もう一つは居場所のなさ。所属感の低減っていうんですけど学校という居場所あるいは家庭という居場所かもしれないんですけどその居場所が段々失われていくという事が追い込んでいく過程ということで平たく言えばそういう事で誰もが納得できるような話なんですよ。

なのでそういう書き方をしていけばいいだけなので…。

(川端委員) そのあのもっと臨床心理学に言う、専門的に言うと居場所がなくなったっていう事は○○さんの場合どうだったかということを具体に則して書いてこういう風なことが起きてました、ここでは居場所がなくなったっていう事ですよねっていう言い方にならないと…。

(佐々木委員) いや、そういう書き方じゃないですか。個別に。この事態が例えば S N S から排除されるっていう事が 1 つの居場所の喪失であるわけで、それからほたる祭りを契機として友達ができて亘理中学校の生徒とも交流ができて 1 つの居場所を確立したはずだったのにそこで悪口を言った言われたみたいな形で、ある意味追放されてくっていうかそれはまたもう 1 つの獲得したはずの居場所の喪失なのでそういう書き方はしてあります。ただその時にわざわざ理論をもってこなくても彼にとって安心安全な場所が失われていったって書いとけば追い込まれていった過程だということ

がわかるし、川端先生が書かれているように自傷行為という援助希求行動とも見られるものをつぶしてしまったっていう事は、まさに追い込んでいった過程だっていう…。自死、自殺遂行能力の獲得っていう過程の 1 つとしてとらえることができるので、まぁそういう表現使わないでだんだんハードルが下がっていく…。

(長谷川委員長) どうですか?

(鎌田委員) すいません。中身に入るんであればちょっと公開でない方がいいかなと思うんで…。

(川端委員)資料をどう扱うかという事なんですけど、僕の意見ですと鎌田先生は専門的な見地からやはり微妙な感じがあると仰ってますけど、佐々木先生は佐々木先生でやはりそこには公開する意味があるんじゃないかと仰ってるわけなんですけど僕の考えとしてはそれを両方とも勘案するとすれば出さなくてもいいところは出す必要はない。例えば

佐々木先生がおっしゃったようにここはどうしても以前の 原調査の見解をひっくり返すためにはなんかもっと緻密に やらなきゃいけないという時だけは必要最小限の範囲で引 用するんであれば引用するというようなことが妥当性があ るんじゃないかと思うんですけどね。

(鎌田委員) そうですね、おそらくその必要性との関係があるかと思うので、ちょっと中身もうちょっと見たうえでまた次回議論できればなと…。

(神委員)委員長が報道向けにリップサービスかどうかわかんないけど「あったかいころまでには…」なんていう事になると、あんまり遅くならないうちに、ほぼほぼこう固まってきてますから少し早めにご遺族に読んでもらってご意見をいただく方が手戻りが少なくて済むんじゃないかと思うんですけど。

(長谷川委員長) それはそうだと思うけど。

(神委員)じゃああと 1 回か 2 回目、7 月くらいには一度 …。

(長谷川委員長)川端先生。今のそのあとでこれまたやるんですけども中身触れないことで言うとこの理論の引用に関して学者としてはでもどう書くとしても参考文献くらいに上げとかないと失礼な感じもするんだけど、それ答えられないものかね?

(川端委員)前回(原委員会)の資料持ってきましたけど、 そこでは一切引用とかしてないんですけど、そういうおそら くこの委員会の見解の在り方だと思うんですけど、まぁみん な誰でも当然こうなるよねって思えるような書き方をして いくのかそれとも一般にこういう事言われているっていう 最低限の引用するのか、それは委員長の見解に…。

(長谷川委員長) はい、分かりました。じゃあこれもまた持

ち越しましょう。じゃあそういう事で次に議論できることで 言うとどこがありますか?

(佐々木委員) 2番です。提言についてですけど、もうすで に川端先生からインターネットやSNS上の傷つきに対す る対応とかインターネットリテラシー教育とか学校におけ るメンタルヘルス対応という柱をすでに挙げてていただい てるんですけど、私としてはその学校教育問題として、提言 したいことがあります。それで1つは「①問題行動やトラブ ルがあった場合、単に規範を守るように指導するのではなく、 それを素材にみんなで考えたり、それが起きた理由を探った りして、教育の質の向上につなげたい。」ということです。 まぁご存知の通り記録をいている限り亘理中学校の指導っ ていうのは見つけたら説諭してもうやるなという、何ならそ のこれは大人なら犯罪に当たるぞといった脅すというやり 方でしたけど、それは取らずにやはり学校の教育の素材であ るという意味で扱っていって、それをみんなで乗り越えてい くというような教育が必要だっていう事は強調していいん

じゃないかと思いました。2番目として「②問題行動や非違 行動があった場合の調査や指導のあり方について、文科省や 教育委員会は今なんの基準もついてなくて現場の裁量に任 されているわけですけども、人権に配慮した基準や指針の作 成を求め、学校現場にもそのような対応をするように基準や 指針ができる前でもそういう風にするように求める | という のは、○○さんのケースはやはり最初にスマホを禁止すると いう事態が起点になってその時の記録がはっきりしなくて 一生懸命色々読んでもきちんと検証に堪えないような形で の記録しかない。つまり記録をきちんととってご家族の方に 見せたり説明したり、もっというといつになったらその措置 は解除されるのか、あるいはどんなことが僕はできたら返し てもらえるのかっていう事を示さずして無期限にスマホの 使用制限をするというような事態になってしまってこれは 明らかに人権に配慮した基準や指針っていうのに則さない 処分というかですね、その措置だった、指導だったと思う。 生活指導も含めてそのようなこと留意すべきだったであろ うという風に思いましたので 1番と 2番については文章化

してこの第3部の最後の14Pのところですね。第4部の1番と2番で書いてあります。これ短いすぐ読めるものですけど2番目については非違行為での指導調査の手続きに人権、デュープロセス説での視点をというようにして中川明先生という…前に引用して読み上げましたけれども彼がそのように言っています。で、〇〇さんがずっとこの措置に不満で、亡くなるまで不満を訴え続けたということのこの悔しさみたいなものを考えた時にこれは絶対必要だというように思いますので提案いたします。

(鎌田委員) ちょっと中身に入ってる…。

(長谷川委員長) これで非公開にしましょうか。僕は詳細の、設置される委員会の前くらいかなと思っていましたけど…。

(佐々木委員) はい?

(長谷川委員長)このあたりで非公開にさせていただくのは どうかなと。

(鎌田委員) あの中身に入ってるなぁという感じで…。

(佐々木委員) そうですかね?学校の話ですよね?

(鎌田委員) 学校の話でも中身ですよね。

(長谷川委員長)その次のところに教育問題が終わったところに原調査委員会のところ触れるようなところがあるので…。

(佐々木委員)何かあの権利侵害が起きるとかね、そういう場合なんじゃないですか?

(鎌田委員) だから学校の教員との関係もありますよね?学校の教員にも権利があるわけで、やっぱりそれとの関係では

我々はそこも配慮しなくてはならないんじゃないですか?

(佐々木委員)つまりそこは書くなという事がありうるって ことですか?

(長谷川委員長) いや非公開・公開の話。

(鎌田委員) それだけの問題ですね。

(神委員)今の佐々木さんの話を公開の場でもいいのかって いう。非公開の方がいいんじゃないのって今でてる。

(長谷川委員長)言いやすい感じがするね。ちょっと僕らこれから突っこんで…。ここでいいんじゃないですかそこのところで。かなりいいとこ言っていただいたと僕はいいと思います。

(佐々木委員) わかりました。では私が説明する範囲はいい

わけですかね?そこから皆さんの質疑に来るのはいけない?説明もだめなんですか?こういうものを提言したいっていう…。

(長谷川委員長) 全部最後までいきますかこれ?

(佐々木委員)これ文科省のガイドラインの批判になるんで すけどこれ別に問題ないですね。

(長谷川委員長) どうしますか?

(神委員)文科省に対する意見を述べているのであれば、も う中身の話になるし議論にもなるんじゃないですか?もし かしたら。

つまり許される範囲というか非公開でやる部分は私はこういう考えで提言の中に追加しましたとかっていう、中身のところじゃなくて、箇条書きでもないし表題なら表題のところを追加しましたとかっていう分には多分大丈夫だと思うん

だけど、例えばですよ提言の 2 番目について追加しましたと。中身については議論でやりましょうっていうならわかります。でもそうじゃなくて今佐々木さんが仰ったのは 2 番目の提言にこういう風に書いたとか 1 番目にこういう風に書きましたと言ってるので、そうなると議論の範囲になるからちょっとまずいんじゃないのって話をしてるんですよ。もう完全に佐々木さんは今一部、提言の 1 番 2 番を説明してくれてますので、説明は中身に入っちゃったんじゃないのっていってるんです。

(佐々木委員)中身に入っちゃいけないということが分かんないんですけど。つまり私たちは誰かにこの議論の中で名前が出てきてあるいはプライバシー侵害したりとかそういうその侵害があることを、そういう発言がコントロールできないで出てしまうことを恐れてそれで非公開の部分があるという風に私は理解している…。

(川端委員) その何を書くかって決まるまでは非公開でしょ。

どういう経緯でどういう項目が出てどれを入れたとか その経緯は後悔してないってことですから、どういう議論に するかっていう事も基本的にはその基本方針とかは公開で も良いけど、どういう風な項目がどうっていう事はそこ自体 は決定するまでは非公開じゃないですか?

(佐々木委員) 秘密でやるような話ではないと思いますよ。

(長谷川委員長)まぁこの委員会はわりに公開の部分を多くやってきました。で、ここでも今日も同じようにこれを読ましていただくのに、非常によく○○君たちの立場を汲んだものにしようという意図が見えるしそれは多分わかる。お伝えいただいてる気がするんです。で、今からちょっと議論中身に入りたいので、このあたりから前の調査委員会のことも言ったりしますので、ここで非公開にしたらどうかなっていう風に思います。

(佐々木委員)委員長の判断であれば従います。

長谷川委員長: じゃあそのようにさせていただいて、ここの「2提言について」 <最初に設置される調査委のあり方> このあたりはちょっと辛辣な言葉になるかもしれませんので、このあたりで非公開にさせていただきます。